

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで
母親が私の将来を考え、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の将来を案じた母親は、未納期間が生じないように国民年金保険料を納付し続けてきたと述べているところ、申立人に係る年金記録をみると、国民年金と厚生年金保険との切替手続を適正に行っており、申立期間以外に未納は無いことが確認できることから、その主張するところに不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする母親は、定額保険料に加え付加保険料も納付していること、一部の期間は保険料を前納していること、及び国民年金の加入期間に未納は無いことから、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、申立期間は 10 か月と短期間である上、申立人が国民年金に加入したと考えられるのは平成元年 4 月であるところ、同年 7 月までであれば申立期間の保険料を納付することが可能であることを踏まえると、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで

私が大学在学中の申立期間①については、父親が、姉の分と一緒に私の保険料を納付してくれていたはずであり、結婚する時に、父親から、大学時代の保険料は納付済みであることを言われた記憶がある。

また、申立期間②についても、父親が保険料を納付していたはずである。

年金手帳を見せられたような記憶もあり、申立期間①及び②について未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月 10 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、その時点において、当該期間の保険料は、時効により納付することができない上、これより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「当時、大学生だった私の保険料を、姉の保険料と一緒に父親が納付してくれていたはずである。」と述べているが、申立人の姉についても、申立期間①を含む昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、すべてを父親に任せていたと述べており、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、父親が同居世帯全員分の保険料をまとめて納付してくれていたはずであると述べているところ、オンライン記録によると、申立期間②を含め、その前後の期間に同居していた両親及び姉については、保険料が納付済みであることが確認できる。

また、申立期間②の前後を通じて申立人の住所や生活状況に大きな変化はなく、当該期間は3か月と短期間であることを踏まえると、同居していた両親等と同じように保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、国民年金への加入が認められた当初は、生活が苦しく保険料を納付できるような状態では無かったので、加入手続を行わなかった。しかし、A会か市役所で申請免除のを知り、3年間続けて保険料納付の申請免除手続を行った。それにもかかわらず、昭和 61 年度の 1 年間しか申請免除の記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金法の改正に伴い、昭和 57 年 1 月 1 日から国民年金に加入できるようになったが、申立人の国民年金手帳記号番号の付番時期から、申立人の主張どおり、国民年金に加入できるようになって約 4 年後の 61 年 3 月から同年 7 月までの期間に加入手続を行ったことが推認できる上、オンライン記録から、昭和 61 年度の国民年金保険料の納付を免除されていることが確認できる。

また、申立人は、長期間の国民年金保険料の未納期間があるにもかかわらず、申請免除の手続を 3 年間続けて行ったことを明確に記憶している上、申立期間後についても、申立期間と同様、保険料を納付することができない経済状況であったが、平成元年 3 月ごろに転居したことにより、それまでとは別の町役場の国民年金窓口において、申請免除の手続を行うことを躊躇したとする申立人の主張も不自然では無い。

さらに、申立人の夫の国民年金の納付記録については、申立期間について免除とする記録訂正が認められている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年5月2日まで
昭和30年4月1日に入社し、平成3年6月6日に退職するまで、A社に勤務した。

入社後は、まず研修会場において1か月間の新人研修を受け、その後B支店に配属となった。

入社した4月から厚生年金保険料を給与から控除されているはずだが、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和30年5月2日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社の人事記録、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人がA社に昭和30年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、C社の人事担当者は、「新人研修期間中の処遇は全員同一で、特定の者だけ保険料控除しないことはあり得ない。申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における

昭和 30 年 5 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、C社が保管する人事記録には、昭和 30 年 4 月 1 日にA社に入社し、同年 5 月 2 日にB支店に配属された記録があり、この配属日である 5 月 2 日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 45 年 3 月まで

私が実家で暮らしていた時、母が、私と妹の国民年金保険料と一緒に、納付期限内に納付していた。妹は、A市役所の職員から、姉（私）の年金記録は完納である旨の説明を受けたと話している。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後である昭和 49 年 12 月 23 日に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、実家で暮らしていた時に、母親が申立人と妹の国民年金保険料と一緒に、納付期限内に納付していたと主張しているが、申立人の妹の国民年金被保険者台帳によると、申立期間に係る妹の国民年金保険料は未納となっている上、その後の納付記録のある期間についての納付日も、申立人が婚姻し実家を離れた後の日付であることが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金の未納期間については、母親が納付していたかどうか不明であり未納は認識していると供述しており、これは、妹がA市役所において、姉（申立人）の国民年金の保険料は完納であるとの説明を受けたことが保険料を納付していた根拠であるとしていることと矛盾する上、当該市役所に照会したところ、申立人に対し国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は無く、保険料を納付した記録も無いとの回答であつ

た。

加えて、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の母親に聴取しても、申立人に係る国民年金保険料の具体的な納付方法等についての証言を得ることができない上、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に大学を卒業した後、両親と共に家業に従事している。国民年金の加入手続や保険料納付は父親が行ってくれていたが、隣組の集金があり、父親が家族全員分の保険料を払っていたのを憶えている。申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後、家業に従事するのと同じくして国民年金に加入し、保険料納付を始めたはずであると述べているが、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続の時期や保険料納付の具体的な状況が明らかでない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月 15 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、これより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 町（現在は、B 市）が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、「昭和 55 年 7 月 16 日申出」との記載がある上、この時点で時効にかからない 53 年 4 月からの保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、55 年 7 月に加入手続を行ったものと考えるのが自然であり、当時、同町で国民年金業務を担当していた元職員の「55 年 6 月ごろから、未加入者を対象に積極的な加入勧奨を何度も行っていた。」との説明とも符合する。

加えて、申立期間は 61 か月と長期間にわたっている上、申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 54 年 12 月まで

私は、勤務していた会社を退職した翌月の昭和 52 年 5 月に国民年金に加入した。申立期間は、私が家事全般を行い、父親の国民年金保険料も支払っていた。しかし、私の納付記録を見ると、申立期間が未納になっている。父親の国民年金保険料と一緒に納付していたのに、自分だけ未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職後、昭和 52 年 5 月に A 区役所において国民年金の加入手続をし、父親と二人分の保険料を同区役所で納付していたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、57 年 4 月 10 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は、時効により、制度上、保険料を納付することができない期間となっており、また、複数の読み方で氏名検索を行っても、申立期間について、申立人に該当する記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料を 57 年 12 月に過年度納付していることが確認でき、一方、申立人の父親は、当該期間の保険料を現年度納付しており、父親の保険料と一緒に納付していたとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人が所持する昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の領収書は手書きで発行されており、当時、申立人が居住していた B 市では、コンピューター化により 48 年 4 月から機械印字で納付書を作成していることから、申立人が所持する手書きで発行され

た領収書は、加入手続当初にコンピューターへのデータ入力に間に合わなかった時期に発行されたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、結婚後の国民年金保険料について、申立期間より前の3か月分の未納を除ききちんと納付している。社会保険事務所(当時)で、昭和57年10月から国民年金の資格を喪失していることを知らされたが、そのような手続をした覚えは無く、申立期間も従前と同様に納付しているはずなので、国民年金未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より前の3か月分の未納を除き、国民年金保険料をすべて納付していると主張しているが、申立人が所持している昭和48年1月24日発行の国民年金手帳には資格喪失日の記載は無いものの、平成18年5月1日に交付された年金手帳には資格喪失日が昭和57年10月1日と記載されており、市役所に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿にも、同日に資格喪失した旨が記載されている上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録にも同日に資格喪失している記録があることから、申立人は同年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間は保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者名簿の資格喪失欄には、厚生年金保険等の他の年金制度加入者の配偶者であることを示す「配」の記載がある上、昭和57年12月27日に喪失の届出をした旨の記録があることから、申立人は同年12月27日に国民年金の資格喪失届を行ったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 2 月までの期間、50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 56 年 9 月までの期間、57 年 4 月から 63 年 7 月までの期間及び平成 2 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 56 年 9 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から 63 年 7 月まで
⑤ 平成 2 年 7 月

私は、昭和 41 年ごろ、A 市役所からはがきが来たのを契機に同市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金の保険料を毎月払うのが面倒だったので、夫婦二人分の保険料を半年から 5 年までの数年ごとにまとめて市役所窓口で現金で納付した。10 年もの長期に渡って納付しなかったことは無い。仕事の関係上、申立期間当時から継続して A 市の入札参加資格審査申請をしており、国民年金に未納があれば同申請ができないので、同申請の都度、免除や未納の期間があれば納付してきた。免除や未納の期間が残っているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年申請免除の手続を行い、半年から 5 年までの数年ごとにまとめて国民年金の保険料を追納していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳及び A 市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の免除期間について、10 年後の追納期限ぎりぎりの時期に保険料を複数回さかのぼって納付していることが確認できることから、10 年もの長期に渡って納付しなかったことはないとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間①、③及び④については、申立期間直後の月の保険料がそ

れぞれ追納期限の最終月に数か月分ずつまとめて納付されていることが確認でき、申立期間はそれぞれ追納期限を過ぎてしまったため時効により納付できなかったものと推認される。

申立期間②の昭和 50 年度分については、申立期間前後の各 2 年分合計 4 年分の保険料が、昭和 57 年 12 月に一括で納付されていることから、当初より免除申請がなされておらず、未納扱いとなっていたため、57 年に保険料を追納する時点では、2 年の時効により納付できなかったと推認される。

申立期間⑤の平成 2 年 7 月分については、その保険料を追納期限の過ぎた 12 年 8 月に納付したため、2 年 9 月分の保険料に充当され、その旨申立人の妻に連絡がなされたとの記録が領収済通知書に残っており、当該保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、A 市の入札参加資格審査申請に関しては、同市に確認したところ、国民健康保険税については未納がないことが要件とされているが、国民年金保険料の未納がないことは要件となっていないとしており、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立期間の回数は 5 回、申立期間は合計 190 か月と長期であり、これだけの回数及び期間の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくく、申立人の妻の納付記録も免除及び未納の期間があり、申立人の納付記録とほとんど一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 47 年 2 月までの期間、50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 56 年 9 月までの期間、57 年 4 月から 63 年 7 月までの期間及び平成 2 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 56 年 9 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から 63 年 7 月まで
⑤ 平成 2 年 7 月

昭和 42 年ごろ、A 市役所からはがきが来たのを契機に、父親が同市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。結婚前は父親が保険料を納付してくれ、結婚してからは夫が夫婦二人分の保険料を半年から 5 年までの数年ごとにまとめて納付してくれていた。10 年もの長期に渡って納付しなかったことは無い。免除や未納の期間が残っているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前は申立人の父親が保険料を納付してくれ、結婚してからは夫が毎年申請免除の手続をしてくれ、半年から 5 年までの数年ごとに国民年金の保険料を追納してくれていたと主張しているが、国民年金被保険者台帳及び A 市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の免除期間について、10 年後の追納期限ぎりぎりの時期に保険料を複数回さかのぼって納付していることが確認できることから、10 年もの長期に渡って保険料を納付しなかったことは無いとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間①、③及び④については、申立期間直後の月の保険料がそれぞれ追納期限の最終月に数か月分ずつまとめて納付されていることが確認でき、申立期間はそれぞれ追納期限を過ぎてしまったため時効により納付で

きなかったものと推認される。

申立期間②の昭和 50 年度分については、申立期間前後の各 2 年分合計 4 年分の保険料が、昭和 57 年 12 月に一括で納付されていることから、当初より免除申請がなされておらず、未納扱いとなっていたため、57 年に保険料を追納する時点では、2 年の時効により納付できなかったと推認される。

申立期間⑤の平成 2 年 7 月分については、その保険料を追納期限の過ぎた 12 年 8 月に納付したため、2 年 9 月分の保険料に充当され、その旨申立人に連絡がなされたとの記録が領収済通知書に残っており、当該保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の回数は 5 回、申立期間は合計 189 か月と長期であり、これだけの回数及び期間の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくく、申立人の夫の納付記録も免除及び未納の期間があり、申立人の納付記録とほとんど一致している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、父親及び夫に一任しており直接関与していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 4 日まで

申立期間中は、従姉妹の紹介で入社したA社に勤務していた。同事業所の所在地はB市C区であった。事業主名や事業所付近の地理関係を記憶しており、当時、事業所がD組合に加入していたことも覚えている。同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D組合が保管する申立期間当時の組合員名簿には、A社に類似した事業所名「E社」の記載があり、同名簿に記載されている同事業所の所在地は申立人の記憶と一致することや、入社の際を具体的に述べていることから判断して、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、「E社」及び申立人が記憶する「A社」について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶している同僚にも、同事業所に係る厚生年金保険の記録は無い上、同僚の中に連絡先の判明した者がおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成 12 年 6 月 1 日から同年 12 月 2 日まで

A社において、申立期間の標準報酬月額が下がっているのを調査願いたい。また、B社においても、給料は 45 万円であったが、標準報酬月額は 36 万円となっている。雇用保険受給資格者証に離職時賃金日額が 1 万 5,253 円と記録されており、計算すると月額約 45 万円となるので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るオンライン記録と企業年金連合会が保管する申立人のA社における厚生年金基金の標準報酬月額は一致している。

また、当該事業所において申立人と同日に資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、複数の同僚の標準報酬月額の記録に、申立人と同様に定時決定により従前の標準報酬月額より低い月額で決定されている記録があることから、仮に毎年昇給したとしても手当支給額の増減により標準報酬月額が下がる場合もあったことが推認できる。

さらに、当該事業所は平成 16 年 4 月にC社と合併しており、後継の事業所であるD社には当時の資料は無く、詳細は不明であるものの、上記同僚の標準報酬月額の記録の中に随時改定の記録も複数あることから、当該事業所の事業主は申立人を含め必要な者に係る月額変更届を提出していたものと推認できる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社は平成20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、申立期間当時の委託社会保険労務士が保管している当該事業所に係る給料明細一覧表によると、「総支給額」欄は平成12年6月分36万円、同年7月分から同年11月分までは40万円となっているものの、「社会厚生保険」欄は同年6月分から同年11月分まで同額の4万6,530円、「介護保険」欄も同年6月分から同年11月分まで同額の1,080円と記載されており、標準報酬月額36万円に基づく保険料を申立人の給与から控除していたことが確認できる。

また、当該社会保険労務士は「事業主より、申立人の給与を平成12年7月から40万円に変更したという連絡が無かったため、標準報酬月額を41万円とする月額変更届は未提出であり、同年10月からの随時改定はしていない。」と証言している。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 1 月 21 日から 8 年 1 月 5 日まで
② 平成 8 年 10 月 31 日から 10 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

平成 7 年 1 月ころA社に入社し、平成 8 年 1 月からB社に勤務したが、再度、A社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の上司は、「申立人及び申立人と同様の業務に従事していた者はアルバイトであり、厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

また、複数の事務担当者は、「アルバイトは、厚生年金保険の適用対象外としていた。また、従業員の希望により、社会保険の加入手続をしないこともあった。」と証言している上、申立人と同様の業務内容で勤務していた同僚についても、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、平成 8 年 6 月からA社に勤務したという事務担当者は、「人事記録を作成するため、入社した従業員の情報はすべて確認していたが、申立人については記憶が無く、勤務していなかったのではないかと証言している。

また、申立人に対して、申立期間②の雇用関係を聴取したところ、「B社

に2年間ほど勤務していたと思うが、その後半の期間は、A社関係の仕事もしていた。」旨の供述をする等、申立内容が変遷し、申立人と各事業所の雇用関係及び申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①及び②のA社における申立人の雇用保険の加入記録は、確認できないとの回答であった。

なお、申立人が勤務していたB社から提出された従業員の社会保険の管理簿に記載されている申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日平成8年1月5日、資格喪失日同年10月31日となっており、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることから、当該事業所は社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったと考えられる。

このほか、A社は平成16年11月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から44年4月3日まで

私のA社B出張所における厚生年金保険被保険者期間は1か月しか無いが、そのようなことは無い。当時のお客様からの年賀状を提出するので、その人に問い合わせただけで私が1か月しか勤務していなかったか否か分かる。調査して記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主への照会に対する回答及び申立期間当時の顧客の証言により、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間のころにA社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和44年4月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得日は昭和44年4月3日であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と一致している。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚4人にも、申立期間にかかる厚生年金保険の加入記録は無く、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和44年4月3日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 502 (事案 180 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 48 年 3 月まで

昭和 44 年から 48 年 3 月までの間、A 市 B 町の C 社で勤務したことは間違いないので、この期間の被保険者期間を認めてほしい旨第三者委員会に申立てたが認められないとの回答であった。

今度は、当時の事業主及び共同経営者から昭和 44 年 2 月から 48 年 3 月まで勤務し厚生年金保険料も控除していた旨の証言を得たので、再度審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、i) C 社の事業主及び同僚の証言並びに当時の勤務実態に係る申立人の申立内容により、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号にも欠番は無く、当該期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらないこと、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間を含む複数年にわたり算定基礎届の処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同事業所に在籍していれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が提出されないとは考え難いこと、iii) 勤務期間や保険料控除についての申立人の記憶は不明確である上、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の事業主及び共同経営者から申立期間に C 社に勤務

していたことの証言が得られたとして、証明書を提出しているが、当時の事業主及び共同経営者に確認したところ、「申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、証明した在籍期間の根拠は明確ではない。」としていることから、当該証明書は、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを推認できるものではない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。当時、健康保険証を持っていた記憶があるので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地及び事業所の取り扱う業務等について具体的な記憶を有していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の勤務実態や事業所における厚生年金保険の適用状況について、事業所及び申立期間に在籍した従業員に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 52 年 10 月まで
② 昭和 54 年 6 月から 55 年 1 月まで
③ 昭和 56 年 2 月から 57 年 2 月まで

私は、申立期間①についてはA市にあるB社に、申立期間②についてはC市にあるD社に、申立期間③についてはE市にあるF社に、それぞれ勤務し、いずれの勤務期間についても、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社に勤務していた際の業務内容を具体的に記憶していることから判断して、期間は定かでないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等で確認を行ったものの、申立てに係る事業所の記録は無く、また、申立人が、同事業所が所在していたとする地域を管轄する公共職業安定所にも、雇用保険適用事業所の記録が無い。

また、申立人は、「B社に勤務していた従業員は、自分と事業主の親族のみであったと思う。」と述べており、事業主や親族の氏名についても、名字のみの記憶であることから、当該事業所での勤務や保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②及び③について、申立人は、D社及びF社に勤務していた際の業務内容を具体的に記憶していることから判断して、期間は定かでないものの、申立人がそれぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②及び③について、それぞれ、厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚に対して、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、申立人を記憶している者はおらず、また、申立人も、それぞれの事業所での同僚の名前等を記憶していないことから、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、D社及びF社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、ほかに申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。